

◎新潟県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の4、5031の30、5031の31、5031の36、5031の37、5031の49、5031の51、5031の52、5031の53、5031の55
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅